

事業No.	7	事業名	弥五郎サミット交流会事業	実施主体	都城市、曾於市
事業概要 都城市、曾於市に既存する「弥五郎どん」伝説により、都城市山之口富吉小学校と鹿児島県曾於市岩川小学校の児童が弥五郎どんを通じて親睦と友情を深め、伝統文化を保存伝承する重要性を認識するための交流を図る。		役割分担 都城市・曾於市は事業を実施する			

事業No.	8	事業名	文化の祭典事業	実施主体	都城市、三股町、志布志市
事業概要 圏域住民等の芸術・文化の発表の場を提供するとともに、圏域住民が文化に触れる場を提供する。 ①都城芸術文化協会運営費補助事業（都城市） ②都城市芸術文化協会事業費補助事業（都城市） ③文化の祭典事業（三股町） ④志布志市総合芸術祭（志布志市）			役割分担 各市町は事業を実施する。都城市が実施する事業については、各市町は協力する。		

事業No.	9	事業名	自主文化事業	実施主体	全市町
事業概要 圏域住民に芸術文化の提供を行い、文化の振興と向上を図るために様々な文化事業を行う。			役割分担 各市町は事業を実施する。		

事業No.	10	事業名	市美術展事業	実施主体	都城市
事業概要 広く美術作品を公募し、地域住民の作品発表の場と優れた作品の鑑賞の機会を提供する。			役割分担 都城市は事業を実施する。関係市町は協賛金を都城市に支払う。		

事業No.	11	事業名	吉井淳二記念展事業	実施主体	曾於市
事業概要 絵のまち曾於として、毎年、故吉井淳二記念展を開催し県内外から公募した作品を展示し、絵のまちを推進する。			役割分担 曾於市は事業を実施する。		

事業No.	12	事業名	文化イベント等の情報発信	実施主体	全市町
事業概要 圏域の文化・伝統芸能を圏域住民に知っていただくため、ホームページ等で文化イベント等の情報発信を行う。			役割分担 各市町は事業を実施する。		

事業No.	13	事業名	「絵本 都城の歴史」作成事業	実施主体	都城市
事業概要 郷土の歴史を絵本にし、学校を中心に配布することで、郷土の歴史に興味・関心を持ち、郷土愛を深める。			役割分担 都城市は事業を実施する。		

事業No.	14	事業名	明治維新 150 年記念歴史講座	実施主体	都城市
事業概要 明治維新 150 年を迎えるにあたり、圏域に関わる幕末から明治維新に関する講座を開催する。(明治における近代化の原動力となった薩摩藩の「人」をテーマに開催。)			役割分担 都城市は事業を実施する。		

事業No.	15	事業名	大島畠田遺跡整備事業	実施主体	都城市
事業概要 国内で 2 箇所しかない平安時代前期の地方有力者の居宅跡である国指定史跡を歴史公園として保存整備する。			役割分担 都城市は事業を実施する。		

事業No.	16	事業名	志布志城跡保存整備事業	実施主体	志布志市
事業概要 国の史跡である志布志城跡を史跡公園として整備し、今まで行った発掘調査の成果を報告書にまとめる作業を行う。			役割分担 志布志市は事業を実施する。		

事業No.	17	事業名	市誌編さん事業	実施主体	志布志市
事業概要 市制 15 周年(平成 32 年度)の刊行を目指して、旧 3 町及び新市の今日に至るまでの歴史的変遷の流れをたどり、特色ある生活文化・民俗行事や地勢を具象化するとともに、合併した 3 町の融和を導く。			役割分担 志布志市は事業を実施する。		

(1) 生活機能の強化に係る政策分野		ウ 教育及び文化	
(ウ) 特色ある教育の推進			
重要成果指標 (K P I)		基準値	目標値
□学校数に対するA L Tの配置割合		2 2 % (H 2 8)	2 6 % (H 3 1)
取組の内容 圏域の歴史・自然・文化・人材等を活用した特色ある教育を推進するとともに、質の高い教育環境を整備する。			
協定の内容	都城市（甲）の役割 圏域の豊富な自然・歴史・文化・人材といった地域資源や高等教育機関を活用した教育を推進するとともに、生涯学習機会の充実を図る。		
	関係市町（乙）の役割 甲と連携して、地域資源や高等教育機関を活用した教育を推進するとともに、生涯学習機会の充実を図る。		
実施事業	事業No.	事 業 名	
	18	市民大学開催事業	
	19	生涯学習機会づくり推進事業	
	20	エバーグリーンセミナー開催事業	
	21	都城島津邸関連事業（交流・観光促進事業）	
	22	夢と感動を広げる「おはなしキャラバン巡回公演」事業	
	23	いじめ防止対策推進事業	
	24	A L Tによる語学指導事業	
	25	I C T化推進事業	
	26	子どもの未来応援	
事業の実施により期待される効果 圏域において歴史・自然・文化・人材等を活用した多様な生涯学習機会の充実を図ることにより、圏域住民の心豊かな暮らしを創出する。			

事業No.	18	事業名	市民大学開催事業	実施主体	都城市、志布志市
事業概要 自己啓発を目的として住民が積極的に学習する場を提供するため、市民大学講座を開設する。 ①都城市民大学開催事業（都城市） ②志布志創年市民大学開校事業（志布志市）			役割分担 都城市と志布志市は事業を実施する。		

事業No.	19	事業名	生涯学習機会づくり推進事業	実施主体	全市町
事業概要 学習機会・情報の提供、学習成果の発表等、生涯学習の機会づくりを推進する。 ①生涯学習機会づくり推進事業（都城市） ②さつき園、生涯学習 主催事業（三股町） ③生涯学習のまちづくり推進事業（曾於市） ④志布志市生涯学習講座運営補助事業（志布志市）			役割分担 各市町は事業を実施する。		

事業No.	20	事業名	エバーグリーンセミナー開催事業	実施主体	都城市、三股町（都城・三股広域行政推進協議会）
事業概要 都城市・三股町・南九州大学の三者が協働して、園芸・昆虫採集等に関する市民講座を実施する。			役割分担 都城市と三股町は事業を実施する。		

事業No.	21	事業名	都城島津邸関連事業(交流・観光促進事業)	実施主体	都城市（NPO 法人都城歴史と文化のまちづくり会議）
事業概要 都城島津家の歴史資源を活用した教育・交流事業として、都城島津邸で「郷中教育体験事業」を実施する。			役割分担 都城市は事業を実施する。		

事業No.	22	事業名	夢と感動を広げる「おはなしキャラバン巡回公演」事業	実施主体	全市町（都城広域定住自立構想協議会）
事業概要 住民が本に親しむきっかけづくりとして、著名な作家や読み聞かせの実践者等を招へいし、読書活動の推進を図る。			役割分担 各市町は事業を実施する。		

事業No.	23	事業名	いじめ防止対策推進事業	実施主体	都城市・三股町
事業概要 いじめを早期発見・対処する仕組みを構築し、いじめを原因とした不登校等や重大事態への発展を防止するとともに、万が一重大事態に発展した場合は、その実態を調査し同様の事態が発生を予防する。			役割分担 都城市と三股町は事業を実施する。		

事業No.	24	事業名	A L Tによる語学指導事業	実施主体	都城市
事業概要 A L Tの語学指導を通して、語学力向上並びに豊かな国際感覚を身に付ける機会を提供する。			役割分担 都城市は事業を実施する。		

事業No.	25	事業名	I C T化推進事業	実施主体	都城市
事業概要 こどもたちが情報化やグローバル化など、急激な社会的変化の中でも未来の創り手となるために、ICT機器を活用した主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点から、小中学校における授業改善を実施する。 ・大型T V、書画カメラの整備 ・校内L A N、学習用タブレットの整備			役割分担 都城市は事業を実施する。		

事業No.	26	事業名	子どもの未来応援	実施主体	都城市
事業概要 「みやこのじょう子どもの未来応援計画」(平成29年度策定)の施策のひとつとして、困難を抱える世帯のこどもへの生活及び学習の支援を行い、子どもの健全育成を図る。 ・生活・学習支援コーディネーターの配置 ・学用品費の前倒し支給 ・ふるさと納税を活用した児童擁護施設等への返礼			役割分担 都城市は事業を実施する。		

事業No.	27	事業名	中学生海外交流事業	実施主体	都城市
事業概要 英語圏の中学生との相互交流の機会を提供することで、語学力の向上と国際性豊かな生徒を育成する。			役割分担 都城市は事業を実施する。		

事業No.	28	事業名	東京オリンピック・パラリンピック「ホストタウン」推進事業	実施主体	都城市
事業概要 モンゴル国とのレスリングを通じた交流を進めることにより、東京オリンピック・パラリンピックを契機としたモンゴル国ウランバートル市との交流をさらに深めるとともに、国際交流による人間力あふれる子どもたちの育成に取り組む。			役割分担 都城市は事業を実施する。		

4. 防災及び消防

(1) 生活機能の強化に係る政策分野 工 防災及び消防	
(ア) 広域防災体制の整備と強化	
重要成果指標 (K P I)	目標値
□後方支援を想定した図上訓練の実施	累計4回 (H 28～H 31)
□消防団広域連携訓練の実施	累計5回 (H 27～H 31)
協定の内容	<p>取組の内容 圈域の防災力の向上を図るため、大規模災害発生時における広域防災体制の整備と強化を図る。</p> <p>都城市（甲）の役割 大規模災害発生時における災害備蓄品や避難施設の提供、職員の派遣など圈域内の相互応援体制を整備する。</p> <p>関係市町（乙）の役割 甲と連携し、大規模災害発生時における災害備蓄品や避難施設の提供、職員の派遣など圈域内の相互応援体制を整備する。</p>
事業No.	事業名
1	職員連携推進事業（防災研修会実施）
2	消防団員交流・連携交流事業
3	大規模災害対応消防団員養成事業
4	防災士養成事業
5	自主防災組織事業
6	新燃岳噴火活動対策避難所関連事業
7	防火水槽整備事業
8	災害対策備蓄物資整備事業
9	消防団詰所整備事業
10	消防車両整備事業
11	地震・津波避難訓練事業
12	防災メール配信事業
13	北消防署移転建設事業
14	後方支援拠点都市推進事業
15	曾於市コミュニティFM放送局運営負担金
16	津波対策事業
17	津波避難用ソーラーライト設置事業
18	旭ヶ丘運動公園整備事業
事業の実施により期待される効果 防災力、消防力が向上し、圈域住民の安全・安心が確保される。	

事業No.	1	事業名	職員連携推進事業（防災研修会実施）	実施主体	都城市
事業概要 相互の連携に向けた、共通理解とニーズの把握に努めるため、職員を対象とした、研修会を実施する。			役割分担 都城市は職員研修の企画・運営を行い、事業を実施する。関係市町は研修の企画・運営に協力するとともに、その必要性に応じて職員を研修に参加させる。		

事業No.	2	事業名	消防団員交流・連携交流事業	実施主体	都城市
事業概要 各消防団員の災害対応能力の向上と技術の練磨に加え、相互の連携を図るため、研修会、合同訓練等を通じた取組みを推進する。			役割分担 都城市は研修会等の企画・運営を行い、事業を実施する。関係市町は研修会等の企画・運営に協力するとともに、消防団員に対する周知を行う。		

事業No.	3	事業名	大規模災害対応消防団員養成事業	実施主体	都城市
事業概要 大規模災害時の消防隊員の人命救助活動を支援すべく、各消防団員より選抜された機能別消防団員の養成を目的として、年4回の実地訓練の開催や広域支援連絡体制の整備を図る。			役割分担 都城市は実地訓練等の企画・運営を行い、事業を実施する。関係市町は実地訓練等の企画・運営に協力するとともに、消防団員に対する周知を行う。		

事業No.	4	事業名	防災士養成事業	実施主体	都城市
事業概要 防災士資格取得試験の合格者で、誓約書により自主防災組織等での活動の意思が確認された者に対し、資格認証登録料 5,000円を助成する。（平成 30 年までに 250 人）			役割分担 都城市は事業を実施する。		

事業No.	5	事業名	自主防災組織事業	実施主体	都城市、曾於市、志布志市
事業概要 自主防災組織の結成、活動を支援し、育成強化を図る。 ①新たに結成する自主防災組織に対し、30 万円を限度に防災機材の購入費を助成する。（都城市、H27） ②設立から 3 年間は 10 万円、その後の 3 年間は 5 万円を上限に、防災資機材の購入、活動費用を助成する。（曾於市、H27～30） ③研修会等のソフト事業、資機材整備のハード事業の助成を行う。（志布志市、H27, 28）			役割分担 都城市、曾於市、志布志市はそれぞれ事業を実施する。		

事業No.	6	事業名	新燃岳噴火活動対策避難所関連事業	実施主体	都城市
事業概要 資機材の整備及び備蓄品・避難所環境整備用品を整備し、新燃岳の再噴火や土石流対策など、災害時の的確な対応の強化と、各種災害に対する減災や地域防災力の確保を図る。			役割分担 都城市は事業を実施する。		

事業No.	7	事業名	防火水槽整備事業	実施主体	全市町
事業概要 消防水利の確保が困難な地域に、防火水槽を整備し、水利を充実させる。 ①都城市（H27～30）、②三股町（H27～28） ③曾於市（H27～31）、④志布志市（H27～28）			役割分担 各市町はそれぞれ事業を実施する。		

事業No.	8	事業名	災害対策備蓄物資整備事業	実施主体	三股町
事業概要 災害時に備え、備蓄品を年次的に購入し整備する。			役割分担 三股町は事業を実施する。		

事業No.	9	事業名	消防団詰所整備事業	実施主体	曾於市
事業概要 老朽化した消防団の詰所を更新し、活動拠点の整備を図る。			役割分担 曾於市は事業を実施する。		

事業No.	10	事業名	消防車両整備事業	実施主体	曾於市、志布志市
事業概要 老朽化し機能の低下したした消防車両を更新し、消防力の向上を図る。 ①曾於市（H27～29）、 ②志布志市（H27～29）			役割分担 曾於市と志布志市は事業を実施する。		

事業No.	11	事業名	地震・津波避難訓練事業	実施主体	志布志市
事業概要 地震、津波避難訓練を実施し、住民の迅速な避難及び関係機関の連携を図る。			役割分担 志布志市は事業を実施する。		

事業No.	12	事業名	防災メール配信事業	実施主体	志布志市
事業概要 住民、消防団及び職員への災害情報の提供や収集情報のメール配信システムを整備し、情報伝達体制の確立を図る。			役割分担 志布志市は事業を実施する。		

事業No.	13	事業名	北消防署移転建設事業	実施主体	都城市
事業概要 老朽化及び狭隘化が著しく、水防法における洪水氾濫浸水想定区域内に在る北消防署について、適地へ移転建設し、防災拠点として地域の防災力を高める機能を兼ねた施設として整備する。			役割分担 都城市は事業を実施する。		

事業No.	14	事業名	後方支援拠点都市推進事業	実施主体	都城市
事業概要 南海トラフ地震等の大規模災害時において、中心市である都城市が後方支援拠点として、沿岸部の関係自治体や防災機関との連携強化を図るため図上訓練を行う。			役割分担 都城市は事業を実施する。		

事業No.	15	事業名	曾於市コミュニティ FM 放送局運営負担金	実施主体	曾於市
事業概要 防災情報を中心に様々な情報に関する情報発信の体制を構築するため、コミュニティ FM 「Soo Good FM」による、情報発信を市内は基より圏域も含めて行う。			役割分担 曾於市は事業を実施する。		

事業No.	16	事業名	津波対策事業	実施主体	志布志市
事業概要 防災対策の充実を図るため、災害の想定や被害を予測する災害予測調査を行い、各種防災対策の基礎的資料を作成し、今後の防災対策を推進する。			役割分担 志布志市は事業を実施する。		

事業No.	17	事業名	津波避難用ソーラーライト設置事業	実施主体	志布志市
事業概要 津波避難施設の整備を図るため、津波避難階段及び避難路に再生可能エネルギーを活用したLEDライトを設置し、津波避難対策を推進する。			役割分担 志布志市は事業を実施する。		

事業No.	18	事業名	旭ヶ丘運動公園整備事業	実施主体	三股町
事業概要 昭和 40 年代に整備された旭ヶ丘運動公園の機能強化を図り、防災拠点公園としての再整備を行う事業			役割分担 三股町は事業を実施する。		

第6章－3 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野の事業計画

1. 道路等の交通インフラの整備

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野 ア 道路等の交通インフラの整備

(ア) 都城志布志道路の開通促進とネットワークの構築

重要成果指標（KPI）	基準値	目標値
□都城志布志道路早期開通に向けた要望活動	国8回 県5回 (H28)	国8回 県5回 (H31)
取組の内容		
圈域の救急医療提供体制及び圈域の活性化に必要不可欠である都城志布志道路の早期完成に向けた施策を実施する。		
雇用創出及び定住促進等のために都城志布志道路を有効活用できるよう、アクセス性の向上を図る。		
都城市（甲）の役割		
都城志布志道路の早期完成に向けた機運醸成のため、圈域住民を対象としたシンポジウム等を、乙と連携し、実施する。		
都城志布志道路へのアクセス性を高めるために必要な市道を整備する。		
関係市町（乙）の役割		
都城志布志道路の早期完成に向けた機運醸成のため、圈域住民を対象としたシンポジウム等を、甲と連携し、実施する。（三股町・曾於市）		
都城志布志道路の早期完成に向けた機運醸成のため、圈域住民を対象としたシンポジウム及びポートセミナー等を、甲と連携し、実施する。（志布志市）		
都城志布志道路へのアクセス性を高めるための市道（町道）を整備する。（全関係市町）		
実施事業	事業No.	事業名
	1	都城志布志道路建設促進事業
	2	アクセス道路整備事業
	3	山之口SAスマートIC整備事業
	4	山之口SAスマートIC利活用促進事業
事業の実施により期待される効果		
圈域を縦断する大動脈となる都城志布志道路の整備により、物流交通の効率化、企業立地の促進、救急医療拠点施設への搬送時間短縮、中心市の都市機能活用、地域間交流の活性化、「30分通勤エリア」の形成による定住の促進等が図られる。事業者等への要望により、早期完成が促進されるとともに、アクセス道路の整備によりその有効活用と道路網のネットワーク化が図られる。		

事業No.	1	事業名	都城志布志道路建設促進事業	実施主体	都城市、曾於市、志布志市 (都城志布志道路建設促進協議会)
事業概要			役割分担		
都城志布志道路の建設促進を図るために、事業促進に必要な予算を確保するための事業者等への提言・要望活動並びに事業の円滑な推進及び事業期間短縮のための積極的な支援を行う。			各市町は、負担金を拠出する。		

事業No.	2	事業名	アクセス道路整備事業	実施主体	全市町
事業概要		役割分担			
都城志布志道路の有効活用を図るために、アクセス性向上に資する市(町)道を整備する。		各市町は区域内において都城志布志道路へのアクセス向上を目的とした道路整備を行う。			
①神之山・高木線外1線 (都城市) ②街区三股線 (都城市) ③甲斐元通線 (都城市) ④鷹尾都原線 (都城市) ⑤島津紅茶園・切寄線 (三股町) ⑥蓼池南三原3号線 (三股町) ⑦河辺田通り線 (三股町) ⑧三原3号線 (三股町) ⑨高才・餅原・市場線 (三股町) ⑩森田北線 (曾於市) ⑪市道27号吉村山ノ口1号線 (志布志市) ⑫市道58号町原弓場ヶ尾線 (志布志市)					

事業No.	3	事業名	山之口SAスマートIC整備事業	実施主体	都城市
事業概要		役割分担			
産業や観光の振興、雇用創出による定住促進など、圏域の活性化及び日常生活の利便性の向上を図るため、山之口SAスマートインターチェンジの整備を行う。 ・山之口SA北通線外1路線		都城市は事業を実施し、三股町はこれに協力する。			

事業No.	4	事業名	山之口SAスマートIC利活用促進事業	実施主体	都城市、三股町
事業概要		役割分担			
山之口SAにスマートICが整備されることに伴い、その利用を促進し、地域の活性化と交流促進を図ることを目的として、住民及び事業者に対し、ETC車載器を新たに購入して取り付けた場合、ETC車載器の購入及びセットアップに要した経費への助成を実施する。また、山之口SAスマートICへのアクセス道路について整備を行い、周知グッズの作成やイベント等も実施する。		都城市及び三股町は事業を実施する。			
①ETC購入・セットアップ補助 (H27～H28、都城市、三股町) ②アクセス道路整備 (H27～H28、都城市)					

2. 圏域内外の住民との交流と観光の推進

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野 イ 圏域内外の住民との交流と観光の推進

(ア) 圏域内外の住民との交流と観光の推進

重要成果指標 (KPI)	基準値	目標値
□圏域内の観光入込客数	4,108,692 人 (H27)	4,518,040 人 (H31)

協定内容	取組の内容	観光・交流資源をネットワーク化し、都城志布志道路を活用した圏域内での観光客の受け入れ体制を整備することで、その魅力度を高め、圏域内外の住民との交流及び観光の推進を図る。
	都城市（甲）の役割	圏域共通の歴史や自然を活かした圏域内外の住民との交流及び観光並びに圏域内の体育施設を活用したスポーツ観光等の推進を図る。
	関係市町（乙）の役割	乙の区域の資源を活用した観光や圏域内外の住民との交流について、甲と連携した取組を実施する。（三股町・曾於市）定期フェリー航路の活用など、乙の区域の資源を活用した観光や圏域内外の住民との交流について、甲と連携した取組を実施する。（志布志市）
	事業No.	事業名
	1	広域的交流・観光サービス推進事業
	2	SHIMAZU グルメコンテスト事業
	3	西部地区体育館建設事業
	4	観音池公園桜整備事業
	5	三股町上米公園パークゴルフ場整備事業
	6	公共温泉施設の相互利用
	7	スポーツ施設整備ビジョン策定事業
	8	みやこんじょジュニアトップアスリート事業
	9	スポーツ合宿等誘致奨励金事業
	10	都城PR全国発信事業
	11	スポーツランド都城推進事業
	12	インバウンド対策事業
	13	文化合宿誘致促進事業
	14	志布志市PR動画等情報発信事業
	15	志布志の夏そば普及事業
	16	目指せ日本一チャレンジ支援事業
	17	ミートツーリズム推進事業
	18	みまたん霧島パノラマまらそん
	19	志布志運動公園人工芝サッカー場整備事業

事業の実施により期待される効果

圏域の観光資源のネットワーク化を図ることで、より魅力的な観光メニューの開発やプロモーション活動が可能となり、観光需要の掘り起しによる観光客の増加や圏域内外の住民との交流促進を図ることができる。また、固有の地域資源を活用した体験型観光やスポーツ観光等を推進することにより、多様な観光ニーズへの対応も可能となることで、圏域の振興が図られる。

事業No.	1	事業名	広域的交流・観光サービス推進事業	実施主体	全市町
事業概要 志布志港も含めた圏域の資源を活用した観光のネットワーク化、スポーツ観光や体験型観光の促進、受入れ態勢の整備を行う。また、共通パンフレット等を作成し、プロモーション活動を実施する。			役割分担 プロモーション活動について、各市町は事業を実施する。パンフレット作成について都城市は事業を実施し、関係市町はパンフレットの作成等に協力する。		

事業No.	2	事業名	SHIMAZU グルメコンテスト事業	実施主体	全市町（都城広域定住自立圏構想協議会）
事業概要 圏域の知名度向上及び交流と観光を促進するため、まつり会場などで圏域のグルメコンテストを開催する。			役割分担 各市町は事業を実施する。		

事業No.	3	事業名	西部地区体育館建設事業	実施主体	三股町
事業概要 三股町の植木地区を中心とする西部地区に、町民の健康づくりの拠点となり、災害時の避難所としても利用できる西部地区体育館を建設する。 ・平成 26 年度 調査設計 ・平成 27 年度 本体工事			役割分担 三股町は事業を実施する。		

事業No.	4	事業名	観音池公園桜整備事業	実施主体	都城市
事業概要 桜の名所であり、交流と観光の地域資源である観音池公園において、桜の植替補植、観覧車の塗装・かご修繕を実施する。			役割分担 都城市は事業を実施する。		

事業No.	5	事業名	三股町上米公園パークゴルフ場整備事業	実施主体	三股町
事業概要 上米公園内のパークゴルフ場（国際パークゴルフ協会公認コース）を 18 ホールから 27 ホールへと 9 ホール増設する。			役割分担 三股町は事業を実施する。		

事業No.	6	事業名	公共温泉施設の相互利用	実施主体	都城市、曾於市、志布志市
事業概要 公共施設の相互利用の観点から、公共温泉施設の利用券の対象施設を拡大し、圏域住民の交流を促進する。			役割分担 都城市、曾於市及び志布志市は事業を実施する。		

事業No.	7	事業名	スポーツ施設整備ビジョン策定事業	実施主体	都城市
事業概要 「スポーツの拠点づくり」の基盤となるスポーツ施設の整備に関する基本的な考え方を示すための計画を策定する。			役割分担 都城市は事業を実施する。		

事業No.	8	事業名	みやこんじょジュニアトップアスリート事業	実施主体	都城市
事業概要 包括連携協定を締結した日本体育大学と連携し、平成 38 年に開催される 2 巡目国民体育大会に向けた競技力の向上に取組む。 ・競技別指導者を対象とした講習会の実施 ・小・中・高生競技者を対象とした講習会の実施			役割分担 都城市は事業を実施する。		

事業No.	9	事業名	スポーツ合宿等誘致奨励金事業	実施主体	志布志市
事業概要 スポーツ等の合宿や大会等の誘致を促進するため、スポーツ合宿団体に対する宿泊費補助を行う。			役割分担 志布志市は事業を実施する。		

事業No.	10	事業名	都城 PR 全国発信事業	実施主体	都城市
事業概要 TVアニメ「サザエさん」の冒頭アニメーションで都城市的観光地やスポーツ施設、肉や焼酎などの特産品を紹介し、全国へPRする。			役割分担 都城市は事業を実施する。		

事業No.	11	事業名	スポーツランド都城推進事業	実施主体	都城市
事業概要 プロスポーツチームのキャンプ受け入れのための会場の整備や、キャンプを盛り上げるためのPRを行う。また、アマチュア団体へは合宿の費用補助を行う。			役割分担 都城市は事業を実施する。		

事業No.	12	事業名	インバウンド対策事業	実施主体	都城市
事業概要 中心市である都城市への訪日外国人の増加を図るために、ファムツアーや実施やPRブースへ出展、メディア情報発信を行う。			役割分担 都城市は事業を実施する。		

事業No.	13	事業名	文化合宿誘致促進事業	実施主体	都城市
事業概要 アマチュア団体を対象とした合宿補助制度により、文化合宿の更なる誘致を図る。			役割分担 都城市は事業を実施する。		

事業No.	14	事業名	志布志市PR動画等情報発信事業	実施主体	志布志市
事業概要 日本一の取組や志のあふれるまち志布志の魅力を国内外へ広く発信するため、SNS(アベマTV、YouTube、Facebook、Twitter等)を活用した情報発信の充実を図る。			役割分担 志布志市は事業を実施する。		

事業No.	15	事業名	志布志の夏そば普及事業	実施主体	志布志市
事業概要 12月31日は年越しそば 6月30日は志布志の夏越しそば」をキャッチフレーズに、半年間の間に知らず知らずに、けがれたものを払い清める「夏越しの大祓い」の日、6月30日に暑い夏を乗り切る縁起物として夏越しそばを食べる食文化を日本全国に広める。			役割分担 志布志市は事業を実施する。		

事業No.	16	事業名	目指せ日本一チャレンジ事業	実施主体	志布志市
事業概要 志布志市の知名度、認知度が高まる、ギネス記録に挑戦するなどの話題性に富んだ、日本一にチャレンジする事業について、事業費の全額及び一部を補助し、そのチャレンジを応援する。			役割分担 志布志市は事業を実施する。		

事業No.	17	事業名	ミートツーリズム推進事業	実施主体	都城市
事業概要 ふるさと納税日本一の都城の「肉と焼酎」を観光の目玉に、「ミートツーリズム」を展開する。			役割分担 都城市は事業を実施する。		

事業No.	18	事業名	みまたん霧島パノラマまらそん	実施主体	三股町
事業概要 「アスリートタウンみまた」及び「健康で豊かな生活ができるまちづくり」の取り組みの一環として、トップアスリートから一般の市民ランナーまで、全ての人がスポーツを楽しむことができる。ハーフマラソン大会を実施する。			役割分担 三股町は事業を実施する。		

事業No.	19	事業名	志布志運動公園人工芝サッカー場整備事業	実施主体	志布志市
事業概要 競技力の向上及びスポーツ合宿増加による地域経済活性化を推進するため、志布志運動公園内に人工芝サッカー場の整備を行う。			役割分担 志布志市は事業を実施する。		

3. 定住及び移住の促進

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野 ウ 定住及び移住の促進

(ア) 雇用創出等による定住促進

重要成果指標 (KPI)	基準値	目標値		
□都城職業安定所管内における一般職業紹介の就職率	51.9% (H28)	53.0% (H31)		
協定の内容	取組の内容 都城志布志道路を活用した産業の振興等による定住ニーズに対応する居住エリアの創出を図る。			
	都城市（甲）の役割 都城志布志道路を活かした通勤圏の形成が可能な雇用創出ゾーンの整備及び乙と連携した雇用創出活動等により、圏域への定住を誘導する。			
	関係市町（乙）の役割 甲と連携した雇用創出活動等を推進するとともに、乙の区域の自然や住みやすさを活かし、定住人口の増加に対応した居住エリアの整備を図る。（全関係市町）			
事業No.	事業名			
1	若者定住地分譲事業			
2	定住促進対策事業			
3	山村定住「みやざきの家」譲渡事業			
4	過疎地域定住促進奨励事業			
5	定住促進住宅取得補助事業			
6	地域振興住宅建設事業			
7	民間住宅誘導事業			
8	多文化共生事業			
9	婚活支援事業			
10	婚活サポート事業			
11	出会いサポート事業			
12	結婚応援事業			
13	妊娠・出産を包括的に支援			
14	子育て世代活動支援センター（ぶれぴか）			
15	新保健センター開設記念事業講演会			
16	就職説明会			
17	若者が活躍する圏域へ！移住・定住パートナーシップ事業			
18	ネットなお仕事誘致・創出事業			
19	学校跡地活用女性起業家支援事業			
20	アグリチャレンジ！「トサボ」事業			
21	移住・定住インターンシップ等推進事業			
22	転職応援補助金			
23	出会いお見合いサポート事業			
24	特產品振興事業			
25	曾於市の魅了増進プロジェクト施設整備事業			
26	宅地分譲整備事業			
事業の実施により期待される効果				
雇用創出により圏域内への定住促進が図られるとともに、きめ細かい定住事業の実施により、雇用創出や都城志布志道路の開通による「30分通勤エリア」の形成等で生じる新たな定住ニーズへの対応も可能となり、圏域への人の流れが創出される。				

事業No.	1	事業名	若者定住地分譲事業	実施主体	都城市
事業概要 山村における若年層の域外流出を抑制し、Uターン者等の定住ニーズに対応するため、2地区9区画の宅地を分譲する。 笛水地区4区画、江平地区5区画			役割分担 都城市は事業を実施する。		

事業No.	2	事業名	定住促進対策事業	実施主体	志布志市
事業概要 若年層の流出の抑制、雇用創出による定住ニーズに対応するための宅地分譲。			役割分担 志布志市は事業を実施する。		

事業No.	3	事業名	山村定住「みやざきの家」譲渡事業	実施主体	都城市
事業概要 山村地域における定住を促進し、もって国土の保全と地域の活性化に資するために建設し、住民に賃貸する山村定住「みやざきの家」に一定期間居住し、定住の意思がある住民にこれを譲渡する。			役割分担 都城市は事業を実施する。		

事業No.	4	事業名	過疎地域定住促進奨励事業	実施主体	三股町
事業概要 町内の人口減少地区を対象に、転入転居、住宅取得に対して奨励金を支給し、定住を図る。 ・新築または住宅取得奨励 3年間で80万円 ・転入転居奨励 扶養する小学生の人数に応じて10万円～20万円			役割分担 三股町は事業を実施する。		

事業No.	5	事業名	定住促進住宅取得補助事業	実施主体	曾於市
事業概要 曾於市への転入者や在住者の住宅の新築や購入に対して、住宅取得祝金等を支給する。 ・市内業者による新築 20万円 ・市外業者による新築 10万円 ・未入居建売住宅購入 10万円 ・中古住宅購入 5万円 ・転入者加算 10万円			役割分担 曾於市は事業を実施する。		

事業No.	6	事業名	地域振興住宅建設事業	実施主体	曾於市
事業概要 少子高齢化が顕著で、地域の活力が低下し、生活環境などの保持が困難にある地域等に、地域の活性化に資するために賃貸住宅を建設し、人口の増加及び定住促進を図る。 建設戸数 5戸以内			役割分担 曾於市は事業を実施する。		

事業No.	7	事業名	民間住宅誘導事業	実施主体	三股町
事業概要 雇用創出による定住ニーズに対応する生活環境を高めるための道路整備を実施する。			役割分担 三股町は事業を実施する。		
大原地区区域内道路整備 L=1,210m W=6.0m					

事業No.	8	事業名	多文化共生事業	実施主体	全市町（都城広域定住自立圈構想協議会）
事業概要 多文化共生アドバイザーを招へいし、職員研修を行う。また、H25及びH26で養成した日本語ボランティアのスキルアップ講座を実施する。			役割分担 各市町は協力して事業を実施する。		

事業No.	9	事業名	婚活支援事業	実施主体	都城市
事業概要 婚活イベント等を実施する団体を公募し、受託事業としてイベント等を実施してもらう。 ・30歳以上の独身男女各50名（都城市20名、三股町、曾於市、志布志市10名）による婚活パーティー ・30歳以上の独身男女各25名（都城市10名、三股町、曾於市、志布志市5名）による体験型イベント (ただし、男性は3市1町在住者に限る。)			役割分担 都城市はイベント等の企画・運営を行い、事業を実施する。関係市町はイベント等の企画・運営に協力する。		

事業No.	10	事業名	婚活サポート事業	実施主体	都城市
事業概要 婚活サポートの養成や婚活イベントの実施、また婚活情報を必要としている方に対し、積極的にイベント情報等を発信することにより、結婚を希望する方同士のマッチングを支援する。			役割分担 都城市は事業を実施する。		

事業No.	11	事業名	出会いサポート事業	実施主体	志布志市
事業概要 圏域内外の交流及び人口減少に歯止めをかけるため、カップリングパーティーを開催し、婚活支援を実施する。			役割分担 志布志市は事業を実施する。		

事業No.	12	事業名	結婚応援事業	実施主体	曾於市
事業概要 結婚支援を行うボランティア等（マリッジサポート等）の育成、組織化、交流体制の構築等により、結婚を希望する者が適時適切に相談できるような体制の整備や、結婚を希望する方同士のマッチングを支援する。			役割分担 曾於市は事業を実施する。		

事業No.	13	事業名	妊娠・出産を包括的に支援	実施主体	都城市
事業概要 妊娠から出産、子育て期までの切れ目無い支援が重要とされている中、妊産婦等の様々なニーズに対して総合的な相談支援を提供し、きめ細やかで継続的な支援を行う。また、全国トップクラスの周産期医療体制が構築されており、安心して出産できることを圏域内外に広く周知・発信するため、シンポジウムを開催する。 ・母子保健コーディネーターの配置 ・産前産後サポート ・産婦健康診査 ・周産期医療シンポジウム開催			役割分担 都城市は事業を実施する。		

事業No.	14	事業名	子育て世代活動支援センター（ぶれぴか）	実施主体	都城市
事業概要 子育て世代の多様な活動を支援し、安心して子育てができる環境の充実を図るため、子育ての支援に資する事業を総合的に実施することを目的に、中心市街地に都城市子育て世代活動支援センター（ぶれぴか）を設置する。			役割分担 都城市は事業を実施する。		

事業No.	15	事業名	新保健センター開設記念事業講演会	実施主体	都城市
事業概要 新保健センター開設記念および開設周知のため、宮崎県助産師会との共催により、「親になること」について考える講演会を実施する。			役割分担 都城市は事業を実施する。		

事業No.	16	事業名	就職説明会	実施主体	都城市、三股町
事業概要 雇用の促進のため、関係機関との連携を図りつつ、人材を求める圏域内企業と求職者、新規学卒者を支援するため、就職説明会を開催する。			役割分担 都城市は事業を実施し、三股町は負担金を都城市に支払う。		

事業No.	17	事業名	若者が活躍する圏域へ！移住・定住パートナーシップ事業	実施主体	全市町
事業概要 パートナーシップ企業とともに、福岡県での移住・U I J ターン就職座談会を開催する。また、企業巡見等を実施し、地元高校等学生の地元定着の加速化を図る。			役割分担 都城市は事業を実施し、関係市町は連携して事業に取り組むとともに、負担金を都城市に支払う。		

事業No.	18	事業名	ネットなお仕事誘致・創出事業	実施主体	三股町
事業概要 U I J ターンや企業者等の I C T を活用した仕事や、主婦層などを中心としたテレワーク（在宅勤務）を支援する。			役割分担 三股町は事業を実施する。		

事業No.	19	事業名	学校跡地活用女性起業家支援事業	実施主体	曾於市
事業概要 学校跡地を活用しながら、起業・創業セミナーの開催や空き教室を使ったチャレンジショップへの取り組みを行う。さらに、行政、金融機関及び地元企業等との連携による曾於市女性起業・創業応援団（仮）を結成し、情報交換や創業に向けたアドバイスを行うなどサポート体制を整えることで、起業・創業の動きを応援するとともに、本市での女性の雇用拡大に繋がる取り組みを促進する。			役割分担 曾於市は事業を実施する。		

事業No.	20	事業名	アグリチャレンジ！「トラボ」事業	実施主体	都城市
事業概要 新規就農者や農業後継者を支援するため、軽トラック、トラクター及びトラックの購入費補助を行う。			役割分担 都城市は事業を実施する。		

事業No.	21	事業名	移住・定住インターンシップ等推進事業	実施主体	都城市
事業概要 県外在住者へ地元企業の魅力を的確に伝え、生活環境の魅力を体感していただくためにインターンシップや企業巡見を実施する。			役割分担 都城市は事業を実施する。		

事業No.	22	事業名	転職応援補助金	実施主体	都城市
事業概要 本市で暮らし、本市で働くことを決断した移住者とその家族の新生活に要する経費への補助を行い、負担軽減を図る。			役割分担 都城市は事業を実施する。		

事業No.	23	事業名	出会いお見合いサポート事業	実施主体	三股町
事業概要 婚活イベント等を実施する団体を公募し、受託事業としてイベント等を実施してもらう。			役割分担 三股町は事業を実施する。		

事業No.	24	事業名	特産品振興事業	実施主体	志布志市
事業概要 商品企画、取材、宣材作成、情報発信を行い、特産品販売所である港湾通りやインターネット上のアンテナショップで志布志市の特産品を照会し、魅力を伝えることによって、全国へPRする。			役割分担 志布志市は事業を実施する。		

事業No.	25	事業名	曾於市の魅了増進プロジェクト施設整備事業	実施主体	曾於市
事業概要 学校跡地を拠点とし、移住体験プログラムの提供や女性起業家支援事業、観光発信や特産品開発等に取り組む魅力増進プロジェクトを開展するため、旧財部北中学校校舎の改修を行い、新たな人の流れや雇用の創出を図る。			役割分担 曾於市は事業を実施する。		

事業No.	26	事業名	宅地分譲整備事業	実施主体	曾於市
事業概要 末吉の堂園地区及び大隅の坂元地区に新たな分譲地を整備し、定住促進を図る。その後も新たな分譲地の整備に向けて、候補地を選定する。			役割分担 曾於市は事業を実施する。		

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野 ウ 定住及び移住促進

(イ) 情報発信等による移住促進

重要成果指標 (KPI)	基準値	目標値																						
□移住相談件数	103件 (H28)	205件 (H31)																						
協定の内容	取組の内容 圏域内における移住を促進するため、圏域全体で新たな魅力の向上を図り、受け入れ体制の充実を図るとともに、圏域外にその魅力や情報を発信する。																							
都城市（甲）の役割	甲の地域の魅力の向上と受け入れ体制の充実を図るとともに、圏域外に向け情報を発信する。																							
関係市町（乙）の役割	甲と連携して、乙の地域の魅力の向上と受け入れ体制の充実を図るとともに、圏域外に向け情報を発信する。（全関係市町）																							
実施事業	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業No.</th> <th>事業名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>27</td> <td>移住・定住推進事業</td> </tr> <tr> <td>28</td> <td>地域おこし協力隊設置・活用事業</td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>定住交流事業</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>住宅取得資金利子補給金</td> </tr> <tr> <td>31</td> <td>U I Jターン推進事業</td> </tr> <tr> <td>32</td> <td>定住促進対策事業</td> </tr> <tr> <td>33</td> <td>曾於ライフ魅力アップ移住・田舎暮らし体験事業</td> </tr> <tr> <td>34</td> <td>移住・定住人材確保コーディネート事業</td> </tr> <tr> <td>35</td> <td>移住・定住応援事業</td> </tr> <tr> <td>36</td> <td>民間賃貸住宅雇用促進家賃助成事業</td> </tr> </tbody> </table>		事業No.	事業名	27	移住・定住推進事業	28	地域おこし協力隊設置・活用事業	29	定住交流事業	30	住宅取得資金利子補給金	31	U I Jターン推進事業	32	定住促進対策事業	33	曾於ライフ魅力アップ移住・田舎暮らし体験事業	34	移住・定住人材確保コーディネート事業	35	移住・定住応援事業	36	民間賃貸住宅雇用促進家賃助成事業
事業No.	事業名																							
27	移住・定住推進事業																							
28	地域おこし協力隊設置・活用事業																							
29	定住交流事業																							
30	住宅取得資金利子補給金																							
31	U I Jターン推進事業																							
32	定住促進対策事業																							
33	曾於ライフ魅力アップ移住・田舎暮らし体験事業																							
34	移住・定住人材確保コーディネート事業																							
35	移住・定住応援事業																							
36	民間賃貸住宅雇用促進家賃助成事業																							
事業の実施により期待される効果	情報発信により圏域内への移住促進を図る。																							

事業No.	27	事業名	移住・定住推進事業	実施主体	都城市
事業概要	P R・周知（移住相談会、ふるさと回帰フェア、移住パンフレット）、移住・定住支援（空き家バンク、お試し滞在、移住・定住奨励金）など、各段階における取組みを実施することによって、移住・定住の促進を図る。				

事業No.	28	事業名	地域おこし協力隊設置・活用事業	実施主体	全市町
事業概要	地域おこし協力隊を都市部から募集し、外部の視点をもって移住・定住の促進等の業務に従事していただき、地域活性化を図る。				

事業No.	29	事業名	定住交流事業	実施主体	志布志市
事業概要 PR・周知（移住セミナー等）、空き家バンク事業及び市外からの移住者に対して住宅取得費の一部を助成する「移住・定住促進事業」により、移住・定住の促進を図る。			役割分担 志布志市は事業を実施する。		

事業No.	30	事業名	住宅取得資金利子補給金	実施主体	都城市
事業概要 中山間地域等への移住・定住の促進を図るため、新婚世帯や子育て世帯を対象に住宅や土地建物の新築及び購入に係る住宅ローンの一部を利子補給する。			役割分担 都城市は事業を実施する。		

事業No.	31	事業名	U I J ターン推進事業	実施主体	志布志市
事業概要 農林漁業後継者婚活ツアーやお試し移住体験ツアーを実施し、U I J ターンを推進する。			役割分担 志布志市は事業を実施する。		

事業No.	32	事業名	定住促進対策事業	実施主体	曾於市
事業概要 空き家バンク事業、危険廃屋解体撤去補助、住宅リフォーム促進補助により、空き家の減少、住環境の向上を図り、住みやすいまちをPRし、移住定住の促進を図る。 市有地活用定住促進補助金により、分譲地の売却を促進し、移住定住者の増加を図る。			役割分担 曾於市は事業を実施する。		

事業No.	33	事業名	曾於ライフ魅力アップ移住・田舎暮らし体験事業	実施主体	曾於市
事業概要 田舎暮らし志向など若者等の価値観やライフスタイルが多様化している中、豊かな自然環境・恵まれた交通アクセスなど曾於市の魅力をPRし、都市部からのU I J ターン希望者を呼び込むため、都市と農村の交流を推進する。また、移住定住希望者が必要とするしごと・暮らし全般の情報提供コンテンツの整備等を図る。 ・農業体験ツアー　・移住サイトの構築及び運営　・恋活			役割分担 曾於市は事業を実施する。		

事業No.	34	事業名	移住・定住人材確保コーディネート事業	実施主体	都城市
事業概要 移住・定住希望者と地元企業におけるマッチング業務を委託し、きめ細やか就職支援を実施し、都城市への移住・定住を促進する。			役割分担 都城市は事業を実施する。		

事業No.	35	事業名	移住・定住応援事業	実施主体	三股町
事業概要 移住者特設サイトを開設し、空き家等情報バンク事業などを展開し、空き家の減少、住環境の向上を図り、住みやすいまちをPRする。			役割分担 三股町は事業を実施する。		

事業No.	36	事業名	民間賃貸住宅雇用促進家賃助成事業	実施主体	志布志市
事業概要 企業の立地を促進し、産業の振興及び安定的な雇用機会の拡大を図り、ひいては雇用に伴う移住者及び定住人口の増加を図る。			役割分担 志布志市は事業を実施する。		

4. 地域公共交通

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野 工 地域公共交通

(ア) 地域公共交通の維持・活性化

重要成果指標 (KPI)	基準値	目標値
□圏域間を結ぶバス路線の1,000 秆あたり人員数の維持	1.0 (H28を1.0とする) (H28)	1.0 (H31)
取組の内容		
広域的な地域公共交通の課題について検討し、圏域をつなぐバスや鉄道路線など、住民の日常生活や経済活動に必要な公共交通の利便性の向上と運行の維持・確保を図る。		
都城市(甲)の役割		
広域的な地域公共交通の課題について検討するとともに、圏域をつなぐ公共交通の利便性の向上と運行の維持・確保を図る。		
関係市町(乙)の役割		
甲と連携して、広域的な地域公共交通の課題等について検討するとともに、圏域をつなぐ公共交通サービスの維持、確保を図る。(全関係市町)		
実施事業	事業No.	事業名
	1	高城地域乗合バス運行事業
	2	高崎地域乗合バス運行事業
	3	山之口地域デマンドタクシー運行事業
	4	広域的バス路線・廃止路線代替バス運行事業
	5	地域公共交通対策事業
	6	思いやりバス等運行事業
	7	福祉タクシー運行事業
	8	地域間幹線系統確保維持費補助事業
	9	市民協働型コミュニティバス運行事業
	10	尾平野地区デマンドタクシー委託事業
	11	地域コミュニティバス運行事業
事業の実施により期待される効果		
圏域住民の交通手段が確保される。		

事業No.	1	事業名	高城地域乗合バス運行事業	実施主体	都城市
事業概要					
宮交バス路線が入り込まない地域の高齢者、交通弱者、買い物弱者等の生活利便性の確保のため、乗合バスを運行する。		役割分担 都城市は事業を実施する。			

事業No.	2	事業名	高崎地域乗合バス運行事業	実施主体	都城市
事業概要 乗合バス・タクシーを運行し、バス廃止路線地区や中心市街地から遠い地域に居住する交通弱者等の生活利便性の向上を図る。			役割分担 都城市は事業を実施する。		

事業No.	3	事業名	山之口地域デマンドタクシー運行事業	実施主体	都城市
事業概要 路線バスの路線廃止等に伴い、公共交通空白地域となった地域でデマンド型乗合タクシーを運行し、市民(特に高齢者)の移動手段を確保する。			役割分担 都城市は事業を実施する。		

事業No.	4	事業名	広域的バス路線・廃止路線代替バス運行事業	実施主体	全市町
事業概要 廃止路線のうち、特に市民生活に影響が大きいものについて、代替バスの運行を補助し、市民の移動手段を確保する。			役割分担 各市町は事業を実施する。		

事業No.	5	事業名	地域公共交通対策事業	実施主体	都城市
事業概要 都城市地域公共交通総合連携計画の効果的な進行管理を含む、都城市の公共交通のあり方について考え、持続可能な公共交通ネットワークを構築するため、協議を行う。			役割分担 都城市は事業を実施する。		

事業No.	6	事業名	思いやりバス等運行事業	実施主体	曾於市
事業概要 廃止路線及びこれと同等の地域において、思いやりバスを運行し、高齢者等の交通弱者の交通手段を確保し、農村部と都市部の交流促進と福祉の向上を図る。			役割分担 曾於市は事業を実施する。		

事業No.	7	事業名	福祉タクシー運行事業	実施主体	志布志市
事業概要 市内4ルートで福祉タクシーを運行し、自動車がなく日用品の購入、通院等に不便を強いられている高齢者等の交通手段を確保する。			役割分担 志布志市は事業を実施する。		

事業No.	8	事業名	地域間幹線系統確保維持費補助事業	実施主体	志布志市
事業概要 国の補助対象である生活交通路線対し、収益率が20分の11に満たない場合、その差額を補助する。			役割分担 志布志市は事業を実施する。		

事業No.	9	事業名	市民協働型コミュニティバス運行事業	実施主体	都城市
事業概要 中心市である都城市において公共交通のカバー率の最も低い庄内地区において、市民が主体として運営するコミュニティバスの運行を行う。			役割分担 都城市は事業を実施する。		

事業No.	10	事業名	尾平野地区デマンドタクシー委託事業	実施主体	都城市
事業概要 広域的バス路線の廃止に伴い、生じた公共交通空白地においてデマンド型タクシーの運行を行い、市民の生活交通を確保する。			役割分担 都城市は事業を実施する。		

事業No.	11	事業名	地域コミュニティバス運行事業	実施主体	三股町
事業概要 町内を学生などを対象にした通学便（3コース）と高齢者などを対象とした生活便（4コース）で運行し、交通弱者の移動手段を確保している。			役割分担 三股町は事業を実施する。		

第6章－4 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野の事業計画

1. 行政人材の育成

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野 ア 行政人材の育成														
(ア) 圏域行政マネジメント能力の強化														
重要成果指標 (KPI)	基準値	目標値												
□圏域の課題解決のための政策立案数	3本 (H28)	3本 (H31)												
協定の内容	取組の内容 圏域における行政機能の相互補完による事務事業等の効率化・多様化・高度化を目指し、職員の育成を行うとともに、人事交流の実施について検討する。													
	都城市（甲）の役割 乙と協議の上、研修等を主導的に企画運営するとともに、圏域内での人事交流の実施について検討する。													
	関係市町（乙）の役割 甲と連携して職員の育成を推進するとともに、圏域内での人事交流の実施について検討する。（全関係市町）													
実施事業	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業No.</th><th>事業名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>特定課題解決型研修</td></tr> <tr> <td>2</td><td>幹部職員連携強化事業</td></tr> <tr> <td>3</td><td>人材育成研修会</td></tr> <tr> <td>4</td><td>圏域内的人事交流</td></tr> <tr> <td>5</td><td>職員接遇等向上事業</td></tr> </tbody> </table>		事業No.	事業名	1	特定課題解決型研修	2	幹部職員連携強化事業	3	人材育成研修会	4	圏域内的人事交流	5	職員接遇等向上事業
事業No.	事業名													
1	特定課題解決型研修													
2	幹部職員連携強化事業													
3	人材育成研修会													
4	圏域内的人事交流													
5	職員接遇等向上事業													
事業の実施により期待される効果 構成市町における横断的な職員研修や人事交流を実施することで、圏域市町の連携が強化される。また、研修を活用した圏域共通の行政課題の解決等を通じて、圏域全体に視点を置いた住民の役に立つ人材、めまぐるしく変化する時代に対応できる人材の育成を図ることができる。														

事業No.	1	事業名	特定課題解決型研修	実施主体	都城市
事業概要	圏域全体に共通する行政課題を掘り起こし、グループワーク等を通じて解決策を見いだす。				役割分担 都城市は事業を実施し、関係市町は企画・運営に協力する。

事業No.	2	事業名	幹部職員連携強化事業	実施主体	都城市
事業概要	圏域を取り巻く情勢に変化がある中で、新たに生じた課題への対応を協議するためのワークショップを開催する。				役割分担 都城市は事業を実施し、関係市町は企画・運営に協力する。

事業No.	3	事業名	人材育成研修会	実施主体	都城市
事業概要 講師を招聘して地域づくりの先進的事例やノウハウを学び、圏域の人材育成、資質の向上を図る。			役割分担 都城市は事業を実施し、関係市町は企画・運営に協力する。		

事業No.	4	事業名	圏域内的人事交流	実施主体	全市町
事業概要 圏域における行政機能の相互補完及び人材育成を目的として人事交流を行う。			役割分担 各市町は圏域内的人事交流について検討し、実施する。		

事業No.	5	事業名	職員接遇等向上事業	実施主体	都城市
事業概要 中心市である都市の職員の接遇向上のため、外部講師による接遇研修、モニタリング調査、消防学校や自衛隊への派遣研修等を実施し、民間トップレベルの接遇を身に付ける。			役割分担 都城市は事業を実施する。		

2. 地域活動人材の育成及び活動支援体制の整備

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野 イ 地域活動人材の育成及び活動支援体制の整備

(ア) 圏域協働マネジメント能力の強化

重要成果指標 (KPI)	基準値	目標値
□中間支援組織への相談件数	338件 (H28)	400件 (H31)

取組の内容

圏域内における地域の課題を解決するために新たな公共分野で活動している特定非営利活動法人及び地域情報を発信し地域活動の中心となっている団体等（以下「特定非営利活動法人等」という。）の活性化のため、活動人材の育成、活動支援体制及び行政との連携支援体制等の整備を行う。

協定の内容

都城市（甲）の役割

特定非営利活動法人等の地域活動団体の設立や活動を中間的な立場で支援する体制を整える。

乙と連携し、圏域内の特定非営利活動法人等の連携推進を図るとともに、特定非営利活動法人等による圏域全体での新たな公共活動の実施支援を検討する。

関係市町（乙）の役割

甲の体制作りに協力するとともに、乙の区域内の特定非営利活動法人等の情報を甲に提供する。

甲の実施する連携推進を支援し、乙の区域内における特定非営利活動法人等の情報を甲に提供する。（全関係市町）

事業No. 事業名

- 1 中間支援組織体制整備事業
- 2 市民公益活動及び協働理解のための職員研修実施事業
- 3 NPO・ボランティア技術向上推進講座開催事業
- 4 まちづくり協議会設置推進事業
- 5 市民公益活動推進事業
- 6 みんなで創ろう！みまたん地域づくり支援事業
- 7 「曾於元気だそお」ふるさと事業
- 8 市民活動支援センター整備事業
- 9 ふるさとづくり委員会事業
- 10 共生・協働・自立推進事業
- 11 市民提案型地域づくり事業支援補助

事業の実施により期待される効果

中間支援体制の構築により、地域活動団体の組織体制確立、活動領域の拡大、住民自身による地域の課題解決を促進し、地域活動団体のネットワーク化や住民が自ら実施する事業への助成等によるさらなる協働の推進により、地域の活性化、魅力向上が図られる。

事業No.	1	事業名	中間支援組織体制整備事業	実施主体	都城市
事業概要			役割分担		
NPOの様々な問題、NPO法人の設立等の専門知識を持つ人材を育成し、相談体制の充実を図る。			都城市は事業を実施し、関係市町はこれに協力する。		

事業No.	2	事業名	市民公益活動及び協働理解のための職員研修実施事業	実施主体	都城市
事業概要 行政職員が市民やNPOとの「協働」についての知識、理解を深める研修を継続して行い、行政側の人材育成に努める。			役割分担 都城市は職員研修の企画・運営を行い、事業を実施する。関係市町は研修の企画・運営に協力するとともに、その必要性に応じて職員を研修に参加させる。		

事業No.	3	事業名	NPO・ボランティア技術向上推進講座開催事業	実施主体	都城市
事業概要 NPO法人やその他の市民団体向けの講座を実施し、より活動が円滑になるよう支援する。			役割分担 都城市は講座の企画・運営を行い、事業を実施する。関係市町は講座の企画・運営に協力するとともに、区域内の住民や地域活動団体等に対する周知を行う。		

事業No.	4	事業名	まちづくり協議会設置推進事業	実施主体	都城市
事業概要 地域力向上と住民自治の強化を図るために、中学校区を単位（総合支所管内は各総合支所単位）としてまちづくり協議会を設置する。 公募した事業案を審査し、3カ年を上限に事業支援 ① 自立支援型補助金 初年度：事業費の50%（上限20万円） 2年目：初年度補助額の80% 3年目：初年度補助額の50% ② 団体育成型補助金 事業費の9割（上限10万円）			役割分担 都城市は事業を実施する。		

事業No.	5	事業名	市民公益活動推進事業	実施主体	都城市
事業概要 市民の公益活動を活性化し、市民公益活動団体を育成することにより協働のまちづくりを推進する。 公募した事業案を審査し、3カ年を上限に事業支援 ① 自立支援型補助金 初年度：事業費の50%（上限20万円） 2年目：初年度補助額の80% 3年目：初年度補助額の50% ② 団体育成型補助金 事業費の9割（上限10万円）			役割分担 都城市は事業を実施する。		

事業No.	6	事業名	みんなで創ろう！みまたん地域づくり支援事業	実施主体	三股町
事業概要 各種団体自らが活動する中で、地域との繋がりを強めようと活動している、または活動を始めようとしている団体へ、地域づくりのきっかけづくりとして助成を行う。			役割分担 三股町は事業を実施する。		

事業No.	7	事業名	「曾於元気だそお」ふるさと事業	実施主体	曾於市
事業概要 明るく住みよい活気に満ちた地域づくりを推進するために、地域活性化に関する事業を実施する公民館に助成を行う。			役割分担 曾於市は事業を実施する。		

事業No.	8	事業名	市民活動支援センター整備事業	実施主体	志布志市
事業概要 共生・協働・自立のまちづくりを推進するために、地域づくり団体やNPOなどの市民団体へ活動拠点の提供を行う。			役割分担 志布志市は事業を実施する。		

事業No.	9	事業名	ふるさとづくり委員会事業	実施主体	志布志市
事業概要 住民自らが地域の課題や特性を話し合い提案した住み良い地域づくりに向けた活動への助成事業。 ・1地区上限45万円 21地区			役割分担 志布志市は事業を実施する。		

事業No.	10	事業名	共生・協働・自立推進事業	実施主体	志布志市
事業概要 地域づくり団体やNPO等の市民団体、自治会等が地域の課題解決に向け自主的・継続的に取り組む公益的な事業に対して補助を行う。 ・市民活動支援事業 補助率：3分の1～3分の2 限度額：5万円～10万円 ・まちづくり事業 補助率：10分の10 限度額 50万円			役割分担 志布志市は事業を実施する。		

事業No.	11	事業名	市民提案型地域づくり事業支援補助	実施主体	曾於市
事業概要 豊かな自然の中で、みんなで創る笑顔輝く元気なまちづくりの取組として、市民提案型地域づくりの活動の支援により、共生協働コミュニティ社会づくりを推進する。			役割分担 曾於市は事業を実施する。		

3. 民間人材の育成及び推進体制の整備

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野 ウ 民間人材の育成及び推進体制の整備

(ア) 圏域民活マネジメント能力の強化

重要成果指標 (KPI)	基準値	目標値
□ 6次化商品開発件数	17件 (H28)	86件(累計) (H31)

協定の内容	取組の内容 民間を活用した地域力の向上を目指すため、圏域における民間人材の育成や高度な技術などの民間資源を活用した取組を推進する。
	都城市（甲）の役割 乙と連携して、圏域全体の地域力向上のため、民間を活用した取組及びそれを支える民間の人材の育成と活用を図る。
	関係市町（乙）の役割 甲の取組を支援し、民間の活用と民間人材の育成を図る。（全関係市町）

実施事業	事業No.	事業名
	1	6次産業化リーダー育成事業（中山間地域等）
	2	農業高校と連携した地域人材育成事業
	3	地域活性化事業
	4	公民連携のまちづくりによるしごと創生事業
	5	民間企業との人事交流事業
	6	6次産業化推進事業
	7	みまた地域ブランド発信事業
	8	6次産業化支援事業
	9	農業公社設立（準備）費

事業の実施により期待される効果

中産間地域等のリーダー育成や新たな地域資源の活用等を行うことにより、民間分野における地域活動団体や企業等の多様な事業主体間の連携推進、地域活動の活性化を促進することで、圏域の魅力と地域価値の向上が図られる。

事業No.	1	事業名	6次産業化リーダー育成事業(中山間地域等)	実施主体	都城市
事業概要	役割分担				都城市は事業を実施し、関係市町は区域内の地域活動団体、企業等に対する周知と参加の呼びかけ等の協力を図る。

事業No.	2	事業名	農業高校と連携した地域人材育成事業	実施主体	都城市、三股町、曾於市
事業概要 担い手農家の減少・高齢化が深刻化する中、今後、重要性が高まる地域農業を担う青年農業者、農業後継者及び新規就農者の育成・確保に向けた活動を支援する。 ①農業高校と連携した地域人材育成事業（デュアルシステム） (都城市) ②地域人材育成事業（三股町） ③農業高校等育成協議会負担金（曾於市）			役割分担 都城市、三股町、曾於市は事業を実施する。		

事業No.	3	事業名	地域活性化事業	実施主体	都城市
事業概要 市内の各地域住民等が当該地域の抱える課題の解決、活性化等に向けた施策を自らが提案し、事業を実施するに当たり、都城市地域活性化事業補助金を交付する。			役割分担 都城市は事業を実施する。		

事業No.	4	事業名	公民連携のまちづくりによるしごと創生事業	実施主体	都城市
事業概要 地域経済の活性化、及び女性の活躍しやすい環境づくりのため、リノベーションスクールの開催、助成の活躍促進事業、創業醸成・育成支援事業を行う。			役割分担 都城市は事業を実施する。		

事業No.	5	事業名	民間企業との人事交流事業	実施主体	都城市
事業概要 民間企業と都城市的間で人事交流を行うことで、人材の育成及び相互の意識向上を図る。			役割分担 都城市は事業を実施する。		

事業No.	6	事業名	6次産業化推進事業	実施主体	都城市
事業概要 都城市内において取り組まれている6次産業化について、生産・加工・販売等の各段階において支援を行う。			役割分担 都城市は事業を実施する。		

事業No.	7	事業名	みまた地域ブランド発信事業	実施主体	三股町
事業概要 六次産業化推進事業の一環として、農業生産者、商工業者が新商品の開発や既存賞品のリニューアルに必要な経費を支援し、「みまたブランド」を創出する事業			役割分担 三股町は事業を実施する。		

事業No.	8	事業名	6次産業化支援事業	実施主体	曾於市
事業概要 一次産業としての農林業と二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組みの推進を行う。			役割分担 曾於市は事業を実施する。		

事業No.	9	事業名	農業公社設立（準備）費	実施主体	曾於市
事業概要 農業を取り巻く厳しい環境や産地衰退が進む中、地域農業振興と農村活性化による農業者の経済的・社会的地位の向上と地域社会の発展を図るため、農業公社を設立する。			役割分担 曾於市は事業を実施する。		

